

※ 出来るだけこまめに加筆・書換・修正・訂正をしていきたいと思ひます。
誤り等がございましたら、ご連絡下さい。

yyama178@yahoo.co.jp

○追加・修正

CPA協会Q&A第17号が平成21年9月にCPA研究報告第16号と変更され、その一部が追加・修正されました。その関係を次のように追加・修正します。

<脚注事項:kamoku0999>

P479 追加削除

『基準』第34条や17高私参第1号(H17.5.13)によって脚注事項の何たるかが明らかになるが、その集大成は当該通知に添付されている注記例(〈例1〉〈例2〉)にある。 「17高私参第1号通知－注記〈例1〉」	
	なお、注記例〈例2〉は小規模法人を念頭においての事例とみられ、実質的にはすべての事例が〈例1〉に含まれている。よって、〈例1〉の検討で全てが明らかになることとなる。
1. 重要な会計方針	
(1) 引当金の計上基準	<必ず脚注する>
	徴収不能引当金 退職給与引当金 その他引当金…〈例示はなし〉
(2) その他の重要な会計方針	<重要性がある場合には脚注する>
	有価証券の評価基準及び評価方法 たな卸資産の評価基準及び評価方法 外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準 所有権移転外ファイナンス・リース取引の処理方法(CPA研究Q1で削除－P487参照) 預り金その他経過項目に係る収支の表示方法 食堂その他教育活動に付随する活動に係る収支の表示方法 その他

P485 追加

	(7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の処理方法 (CPA研究Q1で削除－P487参照)
--	--

P487 修正

(7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の処理方法	<重要性の判断あり>
	<リース取引:kamoku0209>
	21.9CPA研究Q1で本注記は、削除された。
	所有権移転外ファイナンス・リース取引で通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によって処理できるのは、H20.9「20高私参第2号」で「リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のもの」とされているので、所有権移転外ファイナンス・リース取引で通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理がされているものは、当初より

重要性がないと判断されるのであろう。

●旧記載例: [\(17高私参第1号通知<例1>\)](#) …現在は適用なし

●旧記載例: [\(CPAQ&A第17号・H17.6.13\)－Q9](#) …現在は適用なし

P496 修正

(6) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(P496)	<重要性の判断あり>	
<H21. 4. 1以降の脚注>		
<p>文部科学省は、平成20年9月11日付けで「リース取引に関する会計処理について・20高私参第2号」を通知し、平成21年4月1日以降にリースが開始するリース取引についてこの通知による会計処理を求めた。通知の内容は、ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を求めたに過ぎないが、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引等については従来通り通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を認めていると考えられるが、H21.9-CPA研究第16号は、この特例は重要性がない場合として認めたのであるから、会計処理方法の脚注は不要とした。</p>		
<p>ただし、上記3(1)①ウで通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用し、そのリース料総額に重要性がある場合には、次に別添として記されているような注記を付さなければならない。リース取引の処理方法における脚注の重要性は、リース契約1件当たりで判断するが、ここでの脚注はリース料総額で判断することになり、具体的には脚注の「その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項」に記載されることになろう。</p>		
<p>なお、リース料総額の重要性は、3(1)①ウで通常の賃貸借に準ずる会計処理をしたリース取引のリース料総額とH21.3.31以前の取引で通常の賃貸借に準ずる会計処理をしたリース取引のリース料総額とを合計した金額で判定する(CPA報告第41号・2-1)が、脚注記載は、H21.3.31以前のリース取引とH21.4.1以降のリース取引とは下記のように別々にされる(CPA報告第41号・2-1)ことに注意したい。</p>		
別添 注記事項記載例(20高私参第2号・H20.9.11)		
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引		
①平成21年4月1日以降に開始したリース取引		
リース物件の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
教育研究用機器備品	××円	××円
その他の機器備品	××円	××円
車輛	××円	××円
教育研究用消耗品	××円	××円
②平成21年3月31日以前に開始したリース取引		
リース物件の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
教育研究用機器備品	××円	××円
その他の機器備品	××円	××円
車輛	××円	××円
●記載例: (CPA研究第16号)－Q22		
③ 注記(20高私参第2号・H20.9.11)		

	<p>ア 上記3(1)①ウに該当し、又はリース取引開始日が下記4に記したこの通知による取扱いの適用前であるため、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行った場合で、これらのリース料総額の合計額に重要性があるときは、「リース物件(又はリース資産)の種類」、「リース料総額」及び「未経過リース料期末残高」等を注記する。</p> <p>イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引の注記の記載様式については、この通知の別添注記事項記載例を参考にされたい。なお、「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について」(平成17年5月13日付け17高私参第1号文部科学省高等教育局私学部参事官通知)の別添2注記事項記載例<例1>1(2)「所有権移転外ファイナンス・リース取引の処理方法」及び7(6)「所有権移転外ファイナンス・リース取引」は削除する。</p>
	<リース取引:kamoku0209>

P507 7(10)その他へ追加

7 その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項	
(10) その他—平成21年度計算書類脚注	
	<p>(CPA研究第16号)－Q31は、平成20年9月11日付け文部科学省・20高私参第2号「リース取引に関する会計処理について」・平成20年9月11日付け文部科学省・20高私参第3号「ソフトウェアに関する会計処理について」の適用開始年度が、平成21年度であることから、平成21年度の計算書類に次の脚注を要するとしている。</p>
	<p>【記載例1 影響がある場合】 (会計処理の変更) 「リース取引に関する会計処理について(通知)」(20高私参第2号)の発出に伴い、当会計年度から当該通知によっている。なお、この変更により、従来と同一の方法によった場合と比較して教育研究用機器備品が〇〇円、未払金(長期未払金を含む。)が□□円及び基本金組入額が××円増加し、当年度消費収入超過額が△△円減少している。 「ソフトウェアに関する会計処理について(通知)」(20高私参第3号)の発出に伴い、当会計年度から当該通知によっている。なお、この変更により、従来と同一の方法によった場合と比較してソフトウェアが〇〇円、未払金(長期未払金を含む。)が□□円及び基本金組入額が××円増加し、当年度消費収入超過額が△△円減少している。 (注)リース契約によりソフトウェアを取得する場合の影響額の記載に関しては、ソフトウェア通知による影響額に含めて記載することが望まれる。</p>
	<p>【記載例2 影響がない場合】 (会計処理の変更) 「リース取引に関する会計処理について(通知)」(20高私参第2号)及び「ソフトウェアに関する会計処理について(通知)」(20高私参第3号)の発出に伴い、当会計年度から当該通知によっている。なお、この変更による計算書類に与える影響はない。</p>

○追加・修正

CPA協会Q&A第16号が平成21年9月にCPA研究報告第15号と変更され、その一部が追加・修正されました。その関係を次のように追加・修正します。

<基本金:kamoku0511>

P434 5-1.第1号基本金

	●その他の固定資産は基本金組入対象資産となるか(CPA研究第15号・2-3)
	<借地権, 電話加入権, 温泉権, ソフトウェア>

P434 5-1.第1号基本金

	●リース取引と基本金組入れ(CPAQ&A第16号「5-5」)
--	--------------------------------

は、削除され次が追加される。

	●所有権移転外ファイナンス・リース契約(CPA研究第15号「2-2-2」)
	所有権移転外ファイナンス・リース契約により継続的に使用するコンピュータを導入し、固定資産に計上する場合で継続的に保持する計画にある場合は、基本金の組入れ対象としなければならない。
	旧CPA研究報告第15号「5-5」 …(上記研究報告2-2-2,2-5-2新設により削除されたが、内容は変更ないと考えてよいだろう) リース期間経過後に所有権が学校に移転することになっている所有権移転ファイナンスリース取引は、固定資産に計上し基本金の組入れ対象となる。 編者注: 所有権移転外ファイナンスリース取引で注記をしないことにより固定資産計上をされたものについてはこのCPAQ&A第16号では何ら触れられていないが、このQ&Aと同じように基本金の組入れ対象となるものと解する。

P436 5-1.第1号基本金

	●取得資産の代価が未払の時の組入れ(CPA研究第15号・2-5)
	●リース資産の基本金組み入れと未払金(CPA研究第15号「2-5-2」)
	リース料の未払金相当額は、未組入となる。2-5の取扱いと同様である。

P460 6-2.『基準』第31条第2項

	2 備品の保有形態の変更(購入から賃借へ) ※リース契約の資産計上により、この場合は取崩はできないこととなったとすべきであろう。 CPA協会もその研究報告第15号3-2・3-3で取り崩し対象から外している。
--	---

P461 6-2.最終行に追加

	●リース対象資産～の基本金を取り崩す時(CPA研究第15号3-4-2)
	経営の合理化によりリース対象資産を有する必要がなくなった場合は基本金と取り崩すことができるが、その取崩の時期は次の通りである。 (1) 減価償却を個別に実施している場合は、リース資産を返還した年度 (2) グループ償却している場合は、グループ償却を完了した年度

P463 6-6.修正

	・ パソコン等の備品を購入して所有することから賃借することに変更した場合 (CPA研究第15号3-3で取崩例から削除)
--	--

<借地権・電話加入権・施設利用権・ソフトウェア:kamoku0211>

P290 借地権・電話加入権・施設利用権・ソフトウェア

	<関連通知等>
	基本金に係る実務上の取扱いについて(CPA研究第15号・S17.6.13・H21.9.1表題とも変更)

P300 借地権・電話加入権・施設利用権・ソフトウェア

<p><その他の固定資産は基本金組入対象資産となるか></p>	
	<p><借地権, 電話加入権, 温泉権, ソフトウェア> これらが, 法人の諸活動の計画に基づいて, 永続的に必要な資産と判断されれば, 基本金対象資産になる。</p>
	<p>●CPA研究第15号・2-3</p>

○追加

<借地権・電話加入権・施設利用権・ソフトウェア:kamoku0211> P290以下

<p><関連通知等></p>	
	<p>「ソフトウェアに関する会計処理について(通知)」に関する実務指針(CPA報告第42号・H21.1.14)</p>

P296 4. ソフトウェアの上から7行目

	<p>当該取扱いは, H21.4.1以降に購入等されるソフトウェアに適用され, それ以前に購入等されるソフトウェアは従前の取扱いによる。</p>
--	--

P296 4. ソフトウェアの下から7行目

	<p>以上は, 資産として計上するか経費として処理するかの判断に係る「20高私参第3号通知」の原文であるが, このままでは内容が何となく分かりにくい。詳細は早晚公表されるCPA協会の実務指針に委ねられている。</p>
	<p>将来の収入獲得が確実であると認められる場合を例示する(CPA報告第42号1-1)。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェアの機能を学生生徒等に提供することによって学生生徒等から利用料を徴収する場合 ・インターネット予約システムを導入し予約増による施設設備利用料等の収入増が確実に認められる場合 ・学校法人が制作したソフトウェアを外部に販売する場合など
	<p>将来の支出削減が確実であると認められる場合を例示する(CPA報告第42号1-1)。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・学籍管理、履修登録、成績管理、人事管理・給与計算又は会計処理などのソフトウェアの導入により、業務が効率化し、利用する前に比べ人件費、経費の削減効果が確実に見込まれる場合
	<p>経費処理する場合の教管区分は、ソフトウェアが教育研究に使用されるか管理に使用されるかによる。当該ソフトウェアがいわゆる事務用ソフトウェアといわれるものでも同様である。(CPA報告第42号1-2)</p>
<p>学内制作ソフトウェアの処理</p>	
	<p>学内制作ソフトウェアも上記の要件に該当する場合には資産に計上するのであるが、資産に計上する額は、資産に計上することが認識された時点以後に発生した支出であり、これ以前に遡って経費を集計・資産に計上することは認められない。(CPA報告第42号1-3) 計上する支出は、資産計上時からソフトウェアの制作作業が完了したと認められる時期までの人件費、教育研究用及び管理用経費である。したがって、データコンバートやトレーニングにかかる経費は資産計上しない。(CPA報告第42号1-3)</p>
<p>機器備品等に組み込まれているソフトウェアは、原則として両者を区分せず、当該機器備品等を含め</p>	

	て処理し、この合計金額で資産計上するか、経費処理するかを判定する。
	この処理は、機器とソフトウェアの両者が別個では機能せず一体としてはじめて機能するものであり、経済的耐用年数も相互に関連性が高いからである。
	したがって、コンピュータの購入に伴い取得した基本ソフトウェアは、コンピュータのハード本体に含めて処理する。(CPA報告第42号1-5・1-7)
	ソフトウェアの保守料(設置、稼働確認作業及び操作指導料等)は、ハード本体に含めない。(CPA報告第42号1-12)
	映像・音楽データ等のコンテンツは、図書に準じて処理する。(CPA報告第42号1-6)

P300 9. 減価償却の最終行

	ソフトウェアについて
	ソフトウェアの耐用年数は、学校法人が当該ソフトウェアの利用の実態等を勘案して、自主的に決定する。(ソフトウェアに関する会計処理について:20高私参第3号・H20.9.11)
	ソフトウェアについても、いわゆるグループ償却が適用できる。(CPA報告第42号1-10)

P300 10. 基本金の最終行

	<ソフトウェア>
	ソフトウェアも少額重要資産の要件に該当すれば、少額重要資産となる。(CPA報告第42号1-9)

<機器備品・図書・車輛:kamoku0207> P246

	<H21.4.1以降に購入等されるコンピュータソフトの会計処理>
	H21.4.1以降に購入されるコンピューターソフトについては、「ソフトウェアに関する会計処理について」(20高私参第3号・H20.9.11)文科省私学部参事官通知により処理される。よって、上記の取扱いには適用されない部分があるので、詳細については、「借地権・電話加入権・施設利用権・ソフトウェア:kamoku0211」を参照されたい。
	映像・音楽データ等のコンテンツは、図書に準じて処理する。(CPA報告第42号1-6)

○追加・訂正

<リース取引:kamoku0209> P280以下

	<関連通知等>
	「リース取引に関する会計処理について(通知)」に関する実務指針(CPA報告第41号・H21.1.14)

P280 1. リース契約の会計処理及び監査上の取扱いの最後

	人については従来と変更がないといってもよい。
	CPA協会は、上記文科省通知を実務に適用するための具体的指針を、H21.1.14「CPA報告第41号」で公表した。なお、本報告は、H21.4.1以降のリース取引に適用され、リース取引開始日がH21.3.31以前のリース取引については従来通りの処理ができることとされている。すなわち、本文科省通知で認められなくなった所有権移転外ファイナンス・リース取引についての「通常の賃貸借処理に準じた会計処理」の認容である。

P281 2行目

	私参第2号・H20.9.11) (CPA報告第37号同趣旨)
	ファイナンス・リース取引に該当するか否かの具体的判定基準は次の通りである。(CPA報

<p>告第41号・1-1)</p> <p>(1) 現在価値基準 解約不能期間中のリース料総額の現在価値額が、現金購入の場合の見積金額の概ね90%以上であること</p> <p>(2) 耐用年数基準 解約不能のリース期間が、リース物件の概ね75%以上であること</p> <p>編者注: 上記で耐用年数基準が、75%以上とされており、よって、通常の学校法人の機器備品耐用年数が10年とすると、7.5年未満のリース期間では、全てそのリースはファイナンスリースとされる。</p>

P281最終行

<p>リース対象資産の総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、細かい定義は通知本文に委ねるが、簡略に述べると、期末の未経過リース料が、当該未経過リース料に有形固定資産とその他の固定資産を加算した金額に占める割合が10%未満である場合である。</p> <p>利子込み法適用にあたっての重要性の判定計算について、CPA報告第41号・1-4及び1-5でその詳細があるが、分母に有形固定資産をおいているので、多分余程大きな金額のリースがなければこれに抵触する場合はないものと推量する。よって、通常は安心して利子込み法での処理が可能である。</p>
--

P282 下から7行目

<p>維持管理費用相当額に重要性が乏しい場合には、リース料総額から控除しないことができる。また、リース料総額に通常の保守等の役務提供費が含まれている場合は、維持管理費用に準じて扱う。(CPA報告第41号・1-7)</p> <p>※2 リース債務は、未払金又は長期未払金である。 当然に、減価償却後のリース固定資産の帳簿残高とリース未払残高は一致しない(CPA報告第41号・1-6)。</p> <p>CPA報告第41号・1-8で、会計処理の具体例あり。</p>
--

P283 上から6行目

<p>CPA報告第41号・1-8で、会計処理の具体例あり。</p> <p><リース対象資産の減価償却></p>
--

P286 上から15行目

<p>CPA報告第41号・1-3に、会計処理例示あり。</p> <p><脚注></p> <p>ただし、上記3(1)①ウで通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用し、そのリース料総額に重要性がある場合には、次に別添として記されているような注記を付さなければならない。具体的には脚注の「その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項」に記載されることになる。</p> <p>なお、リース料総額の重要性は、3(1)①ウで通常の賃貸借に準ずる会計処理をしたリース取引のリース料総額とH21.3.31以前の取引で通常の賃貸借に準ずる会計処理をしたリース取引のリース料総額とを合計した金額で判定する(CPA報告第41号・2-1)。</p>

P497 下から8行目

ただし、上記3(1)①ウで通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用し、そのリース料総額に重要性がある場合には、次に別添として記されているような注記を付さなければならない。具体的には脚注の「その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項」に記載されることになる。

なお、リース料総額の重要性は、3(1)①ウで通常の賃貸借に準ずる会計処理をしたリース取引のリース料総額とH21.3.31以前の取引で通常の賃貸借に準ずる会計処理をしたリース取引のリース料総額とを合計した金額で判定する(CPA報告第41号・2-1)が、脚注記載は、H21.3.31以前のリース取引とH21.4.1以降のリース取引とは下記のように別々にされる(CPA報告第41号・2-1)ことに注意したい。

別添 注記事項記載例(20高私参第2号・H20.9.11)

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

○訂正

<4. 外貨預金 P358>

	●<外貨預金の会計処理>HP参照
	<p>決算日の翌日から起算して1年以内に期限が到来する外貨預金の円換算は、決算時の為替相場により行い、決算日の翌日から起算して1年を超えて期限が到来する外貨預金の円換算は、取得時の為替相場により行うことが妥当である。</p> <p>ここで、円換算に用いられる為替相場とは、それぞれの日における直物為替相場(≠)が適当である。ただし、直物為替相場のほか合理的な基礎に基づいて算定された平均相場等を採用することも認められよう。</p> <p>編者注:外貨預金の預入時は、通常TTSで円を支払うが、TTSでの支払でない外貨預金もあるので、単に取得時の直物為替相場とする。</p>

○追加

<外貨建有価証券の評価換え P324>

	<外貨建有価証券の評価換え>
	<p>外貨建有価証券の評価換えは、外貨ベースです。 CPAQ&A第13号－質問12</p> <p>評価の際の為替については、次に記す税法の定めが参考になろう。</p> <p>法人税法は、外貨建資産等についてその外貨為替相場がいちじるしく変動した場合には、評価損の計上を認めているが、その際の為替相場については法人税基本通達に明らかにしている。</p>
	<p>(為替相場の著しい変動があった場合の外貨建資産等の換算)</p> <p>13の2-2-10 事業年度終了の時に於いて有する個々の外貨建資産等(令第122条の3《外国為替の売買相場が著しく変動した場合の外貨建資産等の期末時換算》)に規定する外貨建資産等に限る。以下13の2-2-10において同じ。)につき次の算式により計算した割合がおおむね15%に相当する割合以上となるものがあるときは、当該外貨建資産等については、同条に規定する「外国為替の売買相場が著しく変動した場合」に該当するものとして当該外貨建資産等の額(帳簿価額として付されている金額の外貨表示金額をいう。)に</p>

つき同条の規定に基づく円換算を行うことができる。(昭54年直法2-31「七」により追加、平8年課法2-6、平12年課法2-7「二十」、平14年課法2-1「三十四」により改正)

(算式) ……編者略……

(注)

- 1 算式中の「当該事業年度終了の日の為替相場」は、13の2-2-5に定めるところによる。
- 2 多数の外貨建資産等を有するため、個々の外貨建資産等ごとに算式による割合の計算を行うことが困難である場合には、外国通貨の種類を同じくする外貨建債権、外貨建債務、外貨建有価証券、外貨預金又は外国通貨のそれぞれの合計額を基礎としてその計算を行うことができるものとする。
- 3 外国通貨の種類を同じくする外貨建資産等につき上記の算式により計算した割合がおおむね15%に相当する割合以上となるものが2以上ある場合には、その一部についてのみ同条の規定による円換算を行うことはできないことに留意する。

(期末時換算法—事業年度終了の時における為替相場)

13の2-2-5 法人が期末時換算法により円換算を行う場合(法第61条の8第2項《先物外国為替契約等により円換算額を確定させた外貨建取引の換算》の規定の適用を受ける場合を除く。)の為替相場は、事業年度終了の日の電信売買相場の仲値による。ただし、継続適用を条件として、外国通貨の種類異なるごとに当該外国通貨に係る外貨建資産等のすべてについて、外貨建ての資産については電信買相場により、外貨建ての負債については電信売相場によることができる。(昭50年直法2-21「33」により追加、昭53年直法2-24「6」、昭54年直法2-31「七」、昭57年直法2-11「十三」、平6年課法2-1「六」、平8年課法2-6、平10年課法2-7「二十一」、平12年課法2-7「二十」により改正)

(注)

- 1 当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値、電信買相場又は電信売相場は、継続適用を条件として、当該事業年度終了の日を含む1月以内の一定期間におけるそれぞれの平均値によることができる。
- 2 当該事業年度終了の日の電信買相場又は電信売相場が異常に高騰し、又は下落しているため、これらの相場又はその仲値によることが適当でないと認められる場合も、(注)1の平均値を使用することができる。